

居宅介護支援契約書 (契約書別紙)

□ 担当介護支援専門員

氏名

連絡先

03-5888-6497

□ 料金 介護サービスの提供開始以降、1ヶ月あたりの居宅介護支援の基本料金は以下のとおりです。

・居宅介護支援費Ⅰ

- (1) 居宅介護支援費(Ⅰ) <取り扱い件数45件未満>
(一) 要介護1、要介護2 12,380円 (二) 要介護3、要介護4、要介護5 16,085円
(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) <取り扱い件数45件以上60件未満>
(一) 要介護1、要介護2 6,201円 (二) 要介護3、要介護4、要介護5 6,007円
(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) <取り扱い件数60件以上>
(一) 要介護1、要介護2 4,810円 (二) 要介護3、要介護4、要介護5 4,674円

・居宅介護支援費Ⅱ

指定居宅サービス事業者等との間でケアプランに係るデータを電子的に送受信するためのシステム活用及び事務職員の配置を行っている場合

- (1) 居宅介護支援費(Ⅰ) <取り扱い件数50件未満>
(一) 要介護1、要介護2 12,380円 (二) 要介護3、要介護4、要介護5 16,085円
(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) <取り扱い件数50件以上60件未満>
(一) 要介護1、要介護2 6,007円 (二) 要介護3、要介護4、要介護5 7,786円
(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) <取り扱い件数60件以上>
(一) 要介護1、要介護2 3,602円 (二) 要介護3、要介護4、要介護5 4,674円

・看取り期におけるサービス利用前の相談・サービス調整について

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

□ 加算

・初回支援に関する加算

3,420円

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するために新規に居宅サービス計画を算定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合

・入院時情報連携加算

(Ⅰ) 2,850円

(Ⅱ) 2,280円

当該病院または診療所の職員に対して、情報提供を行った場合

(Ⅰ) 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

(Ⅱ) 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日入院した場合は、入院日の翌日を含む

・退院・退所加算

退院又は退所に当たり病院などの職員と面談を行い、必要な情報の提供を求めること。

その他の連携を行った際、退院退所後に福祉用具の貸与が認められる場合は必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する場合、面談はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(1) 1回以上、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加した場合

1回 6,840円 2回 8,550円 3回 10,260円

(2) 会議に参加しない場合

1回 5,130円 2回 6,840円

・緊急時等居宅カンファレンス加算

2,280円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度として算定できる)

・ターミナルケアマネジメント加算

4,560円

人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握し、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した際、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対し、24時間の連絡・支援ができる体制を整備すること

並びに、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者への支援を行った場合

かつ、訪問に把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医及び居宅サービス事業者等への提供を行った場合

・ **特定事業所加算**

事業所の独立性・中立性を高め、厚生労働省の算定要件をみたしている場合

【特定事業所加算（Ⅰ）】

5,916円

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること
- ※①②において 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に関わる伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が4割以上であること
- ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ⑦ 地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
- ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用をうけていないこと
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満（居宅介護支援費Ⅱを算定の場合は50名未満）であること
- ⑪ 法廷研修等における実習受け入れ事業所となる等人材育成への協力体制の整備ができていること
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅支援事業者と共同で事例検討会、研修会などを実施していること
- ⑬ 必要に応じて多様な主体などが提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービスを作成していること

【特定事業所加算（Ⅱ）】

4,799円

特定事業所加算（Ⅰ）の②③④⑥⑦⑧⑨および⑩⑪⑫⑬の基準に適合すること
並びに、常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること

【特定事業所加算（Ⅲ）】

3,682円

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑨および⑩⑪の基準に適合すること
並びに、常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上、および常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること

【特定事業所加算（A）】

1,299円

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑧⑨および⑩⑪⑫⑬の基準に適合すること
（④⑥⑪⑫においては他事業所との連携でも可）
並びに、常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること

・ **特定事業所医療介護連携加算**

1,425円

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
並びに、退院・退所加算の算定に係る医療機関などとの連携を年間35回以上行くとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定していること

・ **通院時情報連携加算**

570円

利用者が病院又は診療所、歯科医院において医師の診察を受ける時
介護支援専門員が同席し、医師などに対し利用者の心身の状況や生活環境などの必要な情報提供を行った場合

・ **介護職員等処遇改善加算**

2.1%

介護職員等の処遇改善を図るため、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定居宅介護支援事業所において、居宅介護支援費の所定単位数に2.1%を乗じた単位数を加算します。

ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合利用者の自己負担はございません。

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日足立区の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

☐ **相談、要望、苦情等の窓口**

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は担当介護支援専門員が当社窓口までお申し出下さい。

<名称> 介護相談処 みのり （東京都指定 1372112142 号）
<住所> 東京都足立区関原3-48-2
<代表者名> 代表取締役 内山 ちあき

上記内容の説明を受け、了承しました

令和 年 月 日 <利用者氏名>

<家族氏名>

（続柄）